

平成19年8月17日

広島県特別支援教育基本構想策定委員会
会長 落合俊郎様

広島県特別支援教育基本構想策定委員会
特別支援教育推進専門部会
部会長 落合俊郎

特別支援教育推進専門部会調査・検討結果について（報告）

このことについて、本専門部会における幼稚園、小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校における特別支援教育の推進に係る調査・検討結果は別紙の
とおりです。

特別支援教育推進専門部会 調査・検討結果について（報告）

1 校内体制の整備

- 県内のどこの学校に在籍していても適切な支援を受けることができる体制を整備するためには、どのような取組が必要か。

(1) 校長のリーダーシップの発揮

ア 校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育に関する認識を深め、特別支援教育を積極的に推進することを学校経営計画に示すなど、学校の教育活動に明確に位置付けることが必要である。

イ 校長は、障害のある児童生徒の実態把握や支援の在り方等について検討を行う校内委員会の設置、学校内外の関係者との連絡調整等の校内における特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う特別支援教育コーディネーターの指名等の体制整備を行うとともに、組織として十分機能するよう教職員を指導することが必要である。

(2) 特別支援教育に関する校内委員会の機能の発揮

ア 担任一人が課題を抱え込むことのないよう校内委員会を活用し、教職員間で児童生徒に関する情報を共有し、学校全体で取り組む体制づくりが必要である。

イ 校内体制を構築するためには、校内委員会を活用し、まず児童生徒が何に困っているのか気付き、実態を把握する ⇒ 教職員の共通理解を図る ⇒ 手立てを検討する ⇒ 研修会等において認識を深める ⇒ 主体的に取り組む学びの組織を確立する、といった段階的な組織づくりを進めていくことが必要である。

ウ 会議を定例化して開催することが必要である。

(3) 特別支援教育コーディネーターの機能の発揮

ア 特別支援教育コーディネーターの役割及び校内組織における位置付けを明確にすることが必要である。

イ 特別支援教育コーディネーターを機能させるためには、生徒指導主事や教務主任等の主任を特別支援教育コーディネーターに指名するこ

とが効果的である。

ウ 人事異動によっても特別支援教育コーディネーターが継続して機能するよう複数名の教員を特別支援教育コーディネーターに指名しておくことが効果的である。

エ 特別支援教育コーディネーターの役割が多岐にわたることを考慮し、校内の協力体制を構築するとともに、特別支援教育コーディネーターが担当する授業時数の軽減等の工夫も考えられる。

オ いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の背景に発達障害が関係していることも考えられるため、特別支援教育コーディネーターはもちろんのこと、生徒指導担当者も発達障害に関する知識・理解を深めておくとともに、特別な配慮を必要とする児童生徒の早期発見、校内の共通理解・体制整備に基づく早期対応、必要に応じた関係機関との連携に日ごろから努めておくことが必要である。

(4) 個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の策定等による指導の充実

ア 個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の策定及びそれを活用した指導に当たっては、専門家からの助言・援助を得るとともに、保護者の積極的な参画の促進及び関係機関との連携を図ることが必要である。

イ 市町教育委員会は、障害があるために配慮が必要なすべての児童生徒に対して様々な場面で適切に支援できるよう、本年度から地方財政措置された特別支援教育支援員の配置・充実に努めることが必要である。

2 一貫した支援体制の整備

- 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を受けることができる体制を整備するためには、どのような取組が必要か。
- 幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の接続を円滑に行うためには、どのような取組が必要か。

(1) 教育委員会による支援

- ア 専門家による巡回相談の実施や地域ごとに教育、医療、福祉、労働等の関係機関からなる特別支援連携協議会（仮称）を設置するなど地域における支援体制を整備することが必要である。
- イ 助言や相談を受けたいときに相談先等がわかる情報源（リソースマップのようなもの）及びそれを伝える媒体の工夫が必要である。
- ウ 公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園、公立・私立保育所への支援も必要である。

(2) 校種間の円滑な接続

- ア 校長の指示の下、特別支援教育コーディネーターを中心として、入学前に正確で具体的な情報を収集することが大切である。特に、児童生徒の課題が、障害を要因としているのか、養育の問題なのか、又は、生徒指導上の問題なのかという要因の見極めが大切である。
- イ 授業研究や研修等を通じて、校種間の継続的な連携を図ることが大切である。
- ウ 個別の指導計画、個別の教育支援計画が校種間の接続のツールとなるよう内容の充実を図ることが必要である。
- エ 個人情報の取扱いにおいて過剰な対応がみられるため、条例等に基づいた適正な取扱いについて正しい認識を持つことが必要である。

3 特別支援学校の教育の充実

- 特別支援学校が、在籍する児童生徒に対して専門的な教育をさらに推進するとともに、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育の推進に関して、要請に応じて適切に助言・援助するためには、どのような取組が必要か。

(1) 職業的自立を促進する教育の充実

- ア 専門性に基づいた教育課程を編成・実施するとともに、ジョブサポートティーチャーが全校を支援する体制整備、保護者・企業への啓発等が必要である。
- イ 職業的な自立の促進に係る高等部教育の在り方等については再編整備検討部会の報告にゆだねるが、各特別支援学校が教育の対象とする障害種別に応じた専門性については、より一層の向上を図ることが必要である。

(2) センター的機能の充実

- ア すべての特別支援学校に専任の教育相談主任を配置することを目指すとともに、専任の教育相談主任が小・中学校等への巡回相談を実施するなどの取組を充実することが必要である。
- イ 特別支援学校はどのような相談に応じることができるのか、誰に相談すればよいのかなどを明らかにした情報発信に努めるとともに、その方法を工夫することが必要である。
- ウ 特別支援学校は、小・中学校等の障害のある児童生徒の個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定、指導方法等について具体的な助言・援助ができるよう機能の充実を図ることが必要である。
- エ 教育相談室や研修室など、センター的機能の発揮に必要な施設・設備について、既存施設の活用も含め整備することが必要である。
- オ 校長は特別支援教育コーディネーターの役割（校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・他の学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など）を十分認識し、適任者を指名することが必要である。

4 教員の専門性の向上

- 教員の専門性の向上を図るためにには、どのような取組が必要か。

(1) 免許法認定講習、教員長期研修派遣の計画的・継続的な実施

- ア 特別支援学校においては、特別支援学校教員の一種免許状、専修免許状の取得を促進し、高度な専門性を身に付けた教員による授業改善の推進を図ることが必要である。
- イ 特別支援学級の担任の特別支援学校教諭免許状保有率の向上を図り、専門性に基づいた指導の充実を図ることが必要である。
- ウ 教育委員会は、小学校及び中学校の特別支援教育の充実に向けて、各市町における特別支援教育の中核的役割を担う特別支援教育推進リーダー（仮称）を養成することが必要である。
- エ 教育委員会は、障害種別に応じた自立活動等の指導の充実を図るため、高度な専門性を身に付けるよう、大学院や長期研修へ積極的に派遣することが必要である。

(2) 研修の充実

- ア 教育委員会は特別支援教育に関する専門性を向上させる研修プランを策定し、一人一人の教員に自分がどのレベルにいるのかの自覚を促し、次のレベルを目指すようになるための取組が必要である。
- イ 教育センターの専門研修講座やサテライト研修講座の受講申込み者が、希望する講座を受講できるよう受講定員枠を拡大するなど、特別支援教育に関する研修機運の高まりに応えるような工夫が必要である。
- ウ 管理職を対象とした研修の充実、個別の指導計画の作成・個別の教育支援計画の策定、授業研究に係る研修の充実が必要である。

5 特別支援教育に関する普及啓発

- 特別支援教育の理念等が、教職員はもちろんのこと、保護者及び一般県民に広く深く理解されるようにするためには、どのような取組が必要か。

(1) 教員の意識改革

ア 障害のある児童生徒の指導について、担任一人が問題を抱え込むことを防ぐとともに、特別支援教育の推進が教科指導等の充実につながり、全教職員で取り組む課題であるという意識を醸成することが大切である。

イ 発達障害のある児童生徒は、その障害の特性により生活上の困難を有していることが多い、そのニーズに応じた指導や支援が必要であるにも関わらず、「試験の成績がよいから指導上の問題はない」というような意識を改革することが必要である。

ウ 障害のある幼児児童生徒の自立を図るために、障害の状態等に応じた指導方法・内容の工夫が必要であり、例えば、特別支援学校においては、能力や障害の特性等により必要に応じて、学級を少人数に分けての指導が大切であるという意識を持つことが必要である。

(2) 保護者・一般県民の普及啓発

ア 保護者や一般県民に対して、特別支援教育に関する理解が広まるよう広報活動等を通じた普及啓発を積極的に推進することが必要である。

イ 保護者の中には、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことをあまり期待せず、「学校は子どもを預かってくれればよい」「無理に就職させなくてよい」という意識をもつ者もいる。個別の教育支援計画の策定等への保護者の参画の促進、職業的な自立の促進に向けて先進的な取組を行っている特別支援学校の情報提供により、保護者の理解を深める取組が必要である。

特別支援教育推進専門部会 調査・検討の報告 ~ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 特別支援学校における特別支援教育の推進 ~

特別支援教育の充実

- (○ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校においては発達障害を含む障害のある児童生徒に対して適切な教育を行う
○ 特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に在籍する障害のある児童生徒の教育について助言援助に努める)

現状と課題

①公立の幼・中・高の体制整備 (H18)

- ・校内委員会の設置
幼 53.2%, 小 100%, 中 100%, 高 9.7%
- ・特別支援教育コーディネーターの指名
幼 72.2%, 小 100%, 中 100%, 高 7.5%
- ・個別の指導計画の作成
幼 31.6%, 小 53.4%, 中 35.8%, 高 4.3%
- ・個別の教育支援計画の策定
幼 17.7%, 小 36.0%, 中 22.5%, 高 1.1%

②特別支援学校の状況 (H19)

- ・専任の教育相談主任の配置 (5校)
就職率 14.8% (全国 22.7% : H18)

③教員の専門性 (H19)

- ・特別支援学校教諭免許状保有率 (二種)
特別支援学校 72.8%
- ・特別支援学級 小 33.3%, 中 28.2%
- ・通級による指導 68.9%

④一般県民の理解 (H18)：教育モニターランケート 12 の取組みの重要度・満足度 (重複度)

- ・重要又はある程度重要 (満足度) 91.3% (6位)
- ・満足又はある程度満足 31.8% (10位)
- ・やや不満又は不満 35.4% (9位)
- ・わからない 32.8% (2位)

調査・検討事項

調査・検討結果

①校内体制の整備

- ・県内どこの学校に在籍していても適切な支援を受けることができる体制を整備するためには、どのような取組が必要か。
- ・個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の策定等による指導の充実

②一貫した支援体制の整備

- ・乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を受けられることができる体制を整備するためには、どのような取組が必要か。
・幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校的接続を円滑に行うためには、どのような取組が必要か。
- ・特別支援学校の教育の充実

③特別支援学校の教育の充実

- ・特別支援学校が、在籍する児童生徒に対して専門的な教育をさらに推進するとともに、特別支援学校が地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育の推進に関して要請に応じて適切に助言・援助するためには、どのような取組が必要か。

④教員の専門性の向上

- ・教員の専門性の向上を図るためには、どのような取組が必要か。

⑤特別支援教育に関する普及啓発

- ・特別支援教育の理念等が、教職員はもちろんのこと、保護者及び一般県民に広く深く理解されるためにはどのような取組が必要か。
・教員の意識改革
・保護者、一般県民の普及啓発